

公益社団法人北海道社会福祉士会委員の報酬及び費用弁償等に関する規程

規程第 32 号

2014 年 4 月 26 日制定

2018 年 10 月 27 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、次に掲げる委員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）倫理委員会の設置及び運営に関する規則（規則第 8 号）に規定する倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）の委員
- (2) 本会調査研究助成金査読委員会細則（細則第 10 号）に規定する調査研究助成金査読委員会（以下「査読委員会」という。）の委員
- (3) 本会権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」業務監査委員会の設置及び運営に関する規程（規程第 33 号）に規定する業務監査委員会（以下「業務監査委員会」という。）の委員

(報酬)

第 2 条 本会会員及び会員以外の者（以下「外部委員」という。）にそれぞれ別表に定める報酬を支給する。ただし、本会事務局職員は除く。

(費用弁償)

第 3 条 本会会員及び外部委員が会議の出席その他の公務のため旅行したときは、その旅行に対し、費用弁償として公益社団法人北海道社会福祉士会費用弁償に関する規則（規則第 3 号）を準用する。

(重複支給禁止)

第 4 条 日額報酬を受ける外部委員が同一の日に 2 以上の職務に従事したときは、何れか一つの高額の日額報酬を支給する。

(委任)

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会が定める。

附 則

- 1 この規程は、2014 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 この規程は、2018 年 10 月 27 日から施行する。

(別表)

委員会名等	職名	区分	報酬額		
			日額	4時間未満	4時間以上
倫理委員会	委員長	会 員	日額	4時間未満	5,000円
				4時間以上	10,000円
		会員外	日額	4時間未満	10,000円
				4時間以上	20,000円
	委 員	会 員	日額	4時間未満	4,000円
				4時間以上	8,000円
		会員外	日額	4時間未満	8,000円
				4時間以上	16,000円
倫理委員会の苦情 調査に関する業務	責任者	会 員	1 件	12,000円	
		会員外		24,000円	
	委 員	会 員		8,000円	
		会員外		16,000円	
査読委員会	委 員	会 員	日額	10,000円	
		会員外		20,000円	
業務監査委員会	委 員	会員外	日額	4時間未満	6,000円
				4時間以上	12,000円